

日本赤十字社茨城県支部石岡市地区自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成26年3月31日

日本赤十字社茨城県支部石岡市地区告示第1号

（趣旨）

第1条 この告示は、日本赤十字社における「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）をスポーツ競技やその他のイベント（以下「イベント」という。）の主催者に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用AED）

第2条 貸出用AEDは石岡市保健福祉部社会福祉課内に保管する次の機種とする。

機種名 AED-2100 日本光電工業株式会社製

付属品 AED/CPR レスキューキット

（貸出対象イベント）

第3条 AEDの貸出対象となるイベントは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすイベントとする。

- （1）地域団体や公共団体及び市民等（以下「地域団体等」という。）が主催するもの
- （2）石岡市民を含む複数の者が参加するもの
- （3）イベントが営利を目的としていないもの

（貸出対象者）

第4条 AEDの貸出対象となる者は、前条に規定するイベントを開催する地域団体等の代表者とする。

（貸出要件）

第5条 AEDの貸出しを受ける地域団体等は、AEDの使用に備え、当該行事の開催期間中に次の各号に掲げるいずれかの者を会場に配置しなければならない。

- （1）医師、看護師等のAED使用の知識を有する医療従事者
- （2）消防署その他による普通救命講習等を修了しており、その証明書等の提示ができる者

（貸出期間）

第6条 AEDの貸出期間は、イベントの初日の前日から最終日の翌日までの期間とし7日を限度とする。ただし、貸出期間が他と重複しない場合であって、日本赤十字社茨城県支部石岡市地区長（以下「地区長」という。）が特に認めたときは、この限りでない。

（貸出申請）

第7条 AEDの貸出しを希望する地域団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする5日前までに、AED貸出申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、地区長に提出しなければならない。

（貸出しの承認）

第8条 地区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出しを承認

する場合は、AED 貸出承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。この場合において、同一日に複数の申請があった場合は、原則として申請順に承認するものとする。

2 地区長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

3 地区長は、AED の貸出しを承認しない場合は、AED 貸出不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（貸出中の管理）

第 9 条 AED の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、これを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 AED の管理は必ず借受者が行い、盗難及び破損等の防止に努めるものとする。

3 借受者は、AED を処分し、又は貸出しの目的以外に使用してはならない。

4 借受者は、AED を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

（返却）

第 10 条 借受者は、返却予定日までに、AED に AED 借用実績報告書（様式第 4 号）を添えて日本赤十字社茨城県支部石岡市地区の点検を受け、返却するものとする。

（費用の負担）

第 11 条 AED の貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中における AED の運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

（損害賠償）

第 12 条 AED を破損又は紛失した場合は、借受者は速やかに AED 破損・紛失届（様式第 5）を地区長に届け出なければならない。

2 地区長は、借受者が AED を故意又は過失により破損又は紛失した場合には、修理又は当該 AED と同種のものをもって賠償させることができる。

3 地区長は、AED の誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

（返還）

第 13 条 地区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、AED を返還させることができる。

（1）借受者が AED を使用しなくなったとき。

（2）この告示又はこの告示に基づく地区長の指示に違反したとき。

（3）前 2 号に掲げるもののほか地区長が特に必要と認めたとき。

（補則）

第 14 条 この告示に定めるもののほか AED の貸出しに関し必要な事項は、地区長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。